## 【表紙】

 【提出書類】
 臨時報告書

 【提出先】
 東海財務局長

 【提出日】
 2025年 6 月25日

 【会社名】
 株式会社海帆

 【英訳名】
 kaihan co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 守田 直貴

【本店の所在の場所】 名古屋市中村区名駅四丁目15番15号 名古屋綜合市場ビル

【電話番号】 (052)586-2666(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部長 羽二生 博志

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中村区名駅四丁目15番15号 名古屋綜合市場ビル

【電話番号】 (052)586-2666(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部長 羽二生 博志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 1【提出理由】

2025年6月25日開催の当社第22期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

### 2【報告内容】

(1)当該株主総会が開催された年月日 2025年6月25日

#### (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件(1)

当社の現状の事業内容や今後の事業展開を踏まえ、事業目的について変更を行うものであります。

第2号議案 定款一部変更の件(2)

監査等委員会設置会社へ移行するにあたり、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに 監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)として、吉川元宏、守田直貴、上田真由美の3名を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、手塚進、青木伸文、阪井光平の3名を選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額を年額300百万円以内(うち社外取締役20百万円)とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内とするものであります。

第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)に対するストックオプションによる報酬等の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額とは別枠として、対象取締役に対して年額100百万円以内の第四次等株子が株を割り出てるようであります。

万円以内の範囲で新株予約権を割り当てるものであります。

第8号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

補欠監査等委員である取締役として、伊藤歌奈子を選任するものであります。

# (3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
第1号議案	191,926	591	-	(注)1	可決 99.69
第2号議案	191,969	547	-	(注)1	可決 99.72
第3号議案					
吉川 元宏	190,883	1,601	-	(注)2	可決 99.17
守田 直貴	190,845	1,639	-		可決 99.15
上田 真由美	190,815	1,669	-		可決 99.13
第4号議案					
手塚 進	190,964	1,553	-	(注)2	可決 99.19
青木 伸文	190,911	1,606	-		可決 99.17
阪井 光平	190,937	1,580	-		可決 99.18
第5号議案	191,666	851	-	(注)2	可決 99.56
第6号議案	191,777	740	-	(注)2	可決 99.62
第7号議案	191,609	908	-	(注)1	可決 99.53
第8号議案	191,082	1,435	-	(注)2	可決 99.25

- (注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議 決権の3分の2以上の賛成による。
  - 2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
  - 3. 賛成の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

#### (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上